火災に遭われた方へ



磐田市消防本部

（令和８年 10 月現在）

このパンフレットは、火災に遭われた方が一日も早く通常の生活に戻れるよう、火災の後に必要となる手続きや相談の多い事柄をまとめたものです。

① 火災調査について

消防本部・消防署では火災の原因や損害等を調べ、今後の火災予防対策等に役立てています。火災現場は火災調査が終了するまで立ち入らないでください。焼けたものの後片付けは調査終了後にお願いします。また、調査現場における調査員の質問に答えていただくようご協力お願いします。

② 「り災届出書」と「り災証明」について

「り災届出書」は、火災調査時等にお渡ししますので指定された場所に提出願います。

また、「り災証明」は、火災に遭われた方が各種届出をする際に必要となる証明書で、消防本部で**概ね１週間程度で発行**いたします。

③ り災証明が必要となる主なケース

○ 焼け跡の後片付け（ごみ資源循環課・解体業者等）
○ 保険金の請求（保険会社）
○ 税金の減免（税務署・資産税課）
○ 登記の抹消（法務局）
○ 勤務先での見舞金の申請（勤務先）など

（注）「り災証明」が必要かどうかは各機関によっても違いがありますので、それぞれの窓口で問い合わせてください。

④ り災後に行わなければならない主なこと

○ 焼け跡の後片付けと汚れの手入れ
○ 「り災届出書」の提出
○ 保険会社への連絡
○ 仮住まいの手配
○ 電気・ガス・水道・電話・郵便等の手続き
○ 証書類の再交付等
○ 修理・再築の手配
○ 税金の減免申請

１　り災証明書申請の電子申請・郵送サービスが可能となりました

（１）　り災証明書とは

り災証明書は、火災で大切な建物や、家財が燃えた時、消防で火災があった事を証明しているものです。

（２）　申請方法

窓口申請と電子申請、郵送サービスの３種類があります。

（３）　申請者

・火災等があった建物、物件の所有者、管理者、占有者
・り災者の親族（配偶者、同居親族及び血族二親）
・法人（その会社等の社員、従業員）
・り災者以外の代理人（委任状が必要）

（４）　提出書類

・り災証明交付申請書（消防本部・消防署・各分遣所窓口又は当ページからの取得）
・本人確認書類のコピー（法人の場合は社員証等と本人確認書類のコピー）
・委任状（り災者から委任された場合のみ）

注１：関係者の代理人による申請もできますが、委任状が必要になります。
注２：配偶者、同居親族及び血族二親などの場合には委任状は不要ですが、住民票等、家族であることがわかるものをお持ちください。
注３：被災物件が会社所有で、従業員など関係がある方の場合委任状は不要ですが、社員証など身分証明ができるものをお持ちください。

（５）　窓口申請

消防本部・消防署・各分遣所

（６）　電子申請

電子申請サービスにより消防本部・消防署・各分遣所に行くことなく申請ができます。（内容によっては受付後の電話確認や追加で提出物をお願いすることがあります。）

（７） 郵送受付

郵送先は

〒437-1292　磐田市福田 400 番地　消防本部予防課調査広報育成グループ宛て

郵送により請求する場合は、以下のものを同封してください。

・り災証明書交付申請書

・運転免許証、個人番号カード等の本人確認書類の写しを２点（個人番号カードの個人番号が記載された面の写しを取る際には、個人番号をマスキングしてください。健康保険等の被保険者証の写しを取る際には、記号番号をマスキングしてください。）

・返信用封筒（返信先宛名記入、返信に必要な金額の切手貼付がされたもの）

（８） 証明書受取場所

り災証明書の受け取りには、次のいずれかの課または消防署所へ、来庁していただく必要があります。

磐田市消防本部　予防課　調査広報育成グループ（磐田市福田 400 番地）
磐田市消防署　　（磐田市今之浦二丁目 14 番地 2）
消防署　東部分遣所　（磐田市岩井 1907 番地 4）
消防署　福田分遣所　（磐田市南島 237 番地）
消防署　竜洋分遣所　（磐田市白羽 698 番地 1）
消防署　豊田分遣所　（磐田市森岡 119 番地 1）
消防署　豊岡分遣所　（磐田市合代島 438 番地 1）

（９） 留意事項

り災が確認できない場合は、お電話による確認をさせていただき、後日現地調査を行い、被害状況を確認してから発行します。

火災や災害出動で担当が不在の場合は、すぐ受付・発行ができない場合があります。窓口発行時に、申請者本人であるか確認するため、身分証明ができるものを持参してください。

(10) 郵送時の留意事項

提出書類に不明な点がある場合には、電話等によりご確認させていただきます。確認の結果によって、来署をお願いする場合があります。

消防本部に郵送物が届かない場合、消防本部では責任を負いかねますのでご了承ください。

郵送事故等による書類の紛失を防止するため、配達記録が残る方法で行っていただくことを推奨します。（返信用を含みます。）

２　焼け跡の後片付けについて

火災に伴う廃棄物（一般家庭）搬入手続きの流れ

磐田市内で発生した一般家庭住宅の火災廃棄物の自己搬入については、ごみ処理手数料が免除になります。

搬入の際は、次ページの【火災廃棄物（一般家庭）の搬入及び受入基準について】を必ずお守りください。（守られない場合は、搬入されても持ち帰りとなります）

・手続きの流れ

（１）　磐田市消防署から【り災証明書】を発行してもらう

※現場確認時にり災証明書を確認させていただきます。

（２）　立会（現場確認）の日時を協議する

「ごみ資源循環課（0538-37-4812)」までご連絡ください。

市担当者と、現場立会を行う日を決定します。

（３）　現場確認

市担当者と搬入前に一度現場を確認し、搬入できるものの確認を行います。確認の際に使用しますので、必ず本書をお持ちください。また、現場確認時に、り災証明書を確認させていただきます。

（４）　処理施設へ搬入

・次ページの【火災廃棄物（一般家庭）の搬入及び受入基準について】の内容をお守りいただいた上での搬入となります。

・処理施設へは、り災者の方が直接搬入をお願いします。

・搬入の際は、り災証明書（写しも可）及び本書をお持ちいただき、必ずごみ資源循環課窓口（磐田市クリーンセンター内）にお立ち寄りください。搬入物が正しく分別されているかを職員が毎回確認した上で、「確認書」を発行します。

・搬入する際には必ず、各処理施設の計量窓口へ「確認書」を提出していただきます。

問い合わせ先
磐田市環境水道部
ごみ資源循環課（0538-37-4812）

火災廃棄物（一般家庭）の搬入及び受入基準について

（1） 受入対象

磐田市内で発生した一般家庭住宅の火災廃棄物が対象です。

※建築物の解体等に由来する廃棄物及び工場、商店、社宅等の事業系の火災廃棄物は産業廃棄物にあたり、市の処理施設には搬入できません。

→上記に該当する処理業者については、**「静岡県産業廃棄物協会：054-255-8285」**へお問い合わせください。

（2） 搬入及び受入基準

ア　処理施設へは、り災者の方が直接搬入をお願いします。
（磐田市一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する場合を除く）
→許可業者については磐田市 HP「民間許可業者による有料ごみの戸別収集」ページ内【磐田市一般廃棄物収集運搬（家庭系）許可業者一覧（PDF）】を参照してください。
※　磐田市 HP「ページ番号：1012074」

イ　処理施設において、搬入車両から荷下ろしの際は、必ず作業員の指示に従ってください。

ウ　搬入車両は、飛散防止、雨水による路上汚染防止のため、走行時にシートをかける等の対応をお願いします。

エ　搬入の際は【り災証明書】（写しも可）及び本書を持参してください。
（搬入時に確認する場合があります）

オ　分別について
【磐田市家庭ごみ分別ガイドブック】を参照の上、可燃物、不燃物の分別を必ず行ってください。磐田市クリーンセンターにて、搬入物が分別されているかを職員が毎回確認した上で、確認書を発行します。

・分別ができていないものは搬入不可（持ち帰り）
・分別ができていないことが施設で判明した場合も搬入不可（持ち帰り）

カ　市の処理施設で処理できない代表的なもの（搬入できないもの）

例

・基礎コンクリート
・石膏ボード
・家電４品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機）
・消火器
・車やオートバイ、バイク（タイヤ、バッテリーほか関連部品含む）　など

これらについては、市の処理施設への搬入できません。専門の処理業者へ処理を依頼してください。

キ　交通ルールの順守

制限速度や一時停止等を徹底してください。

ク　ごみ処理施設は、地元住民の理解・協力の上で成り立っていることを踏まえ、各施設への搬入時は受入基準を遵守してください。

（3）　搬入先・留意事項

可燃ごみ

磐田市クリーンセンター（磐田市刑部島 301 番地）

搬入時間　月～金曜日　8：30～16：15　（祝日・年末年始休場）

※搬入の前に必ずごみ資源循環課（磐田市クリーンセンター内）に立ち寄り

① 「使用申請書兼処理手数料減免申請書」記入
② 搬入物の確認を受ける
③ 「使用申請書兼処理手数料減免申請書」受取り
④ 磐田市クリーンセンター計量窓口へ提出

□ ３ｔ車以内（ロングボディは避ける）
□ 原則１日２回まで、それ以上は要相談（２回目の搬入時にご相談いただくか、**「ごみ資源循環課：0538-37-4812」**までご連絡ください）
□ 月曜の午前中は混雑が予想されるため、なるべく搬入を避ける
□ 搬入物の大きさは２ｍ以内、木は直径 20 ㎝以内、畳は 20 枚以内/日
□ ボルト、ナット類の金属は外す（釘は可）
□ 搬入車両の過積載に注意

金物、小型電化製品、埋立ごみ、火災残さ

中遠広域粗大ごみ処理施設（磐田市新貝 59 番地 1）

搬入時間　月～金曜日　9：00～12：00 / 13:00～16：30

（祝日・年末年始休場）

※　搬入の前に必ずごみ資源循環課（磐田市クリーンセンター内）に立ち寄り

① 搬入物の確認を受ける

② 「確認書」受取り

③ 中遠広域粗大ごみ処理施設計量窓口へ「確認書」を提出

□ ２ｔ車以内（ロングボディーは避ける）

□ 搬入回数については事前に要相談（**「ごみ資源循環課（0538-37-4812）」**までご連絡ください）

□ 月曜の午前中は混雑が予想されるため、なるべく搬入を避ける

□ 搬入物の大きさは２ｍ以内

□ コンクリートブロックや石の大きさは握りこぶし大（15 ㎝程度）まで（大きいものは専門業者へ搬入）

□ 搬入車両の過積載に注意

□ 鉄筋コンクリートは搬入不可、鉄筋（金属）のみの場合は搬入できる

□ 火災残さは他の搬入物と分けて搬入する

□ 木材は完全に炭化したもののみ

□ 基礎部分は不可（瓦や土壁、灰等が混ざった土は最低限のもののみ可）

3　保険会社への連絡

保険会社へ連絡すると、担当者が現場の調査に伺い、被害金額を算定し、保険金を決定します。また、保険の種類によっては類焼先に対するお見舞いにあてるための失火見舞費用保険金や焼け跡の後片付けに要した費用にあてるための費用保険金などが損害保険金とは別に支払われることがありますので、必ず連絡するようにしましょう。

４　証書類の再交付等について

○　国民健康保険資格確認書・資格情報通知書

市の国保年金課へ運転免許証などの公的証明書を持参し、再交付（無料）手続きをします。

手続きできる方：本人または住民票上同一世帯の方。

※上記以外の方が手続きをする場合は委任状が必要となります。

持ち物：手続きをする方の本人確認書類、対象者のマイナンバー（個人番号）カードまたはマイナンバー通知カード。

本人確認書類：運転免許証など公的機関が発行した顔写真付のものは１点。
それ以外（介護保険被保険者証、病院の診察券等）は２点。

ご不明な点は**「国保年金課　資格管理グループ：0538-37-4833」**までお問い合わせください。

○　社会保険加入者の資格確認書・資格情報のお知らせ

社会保険加入の方、または社会保険加入者に扶養されている方の再交付については、**勤務する事業所**、または**「日本年金機構　浜松東年金事務所：053-421-0192」**までお問い合わせください。

５　税金の減免申請等について

○　所得税の減免申請

火災などの災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告

①「所得税法」による雑損控除の方法、②「災害減免法」による所得税の軽減控除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。

申告の際には、災害の「り災証明書」、災害関連支出の金額の領収証など所定の証明書の添付又は申告の際に提示が必要となりますが、詳しくは税務署へお問い合わせください。**「磐田税務署：0538-32-6111」**

○　固定資産税の減免申請

建物が火災によって被害を受けた場合、固定資産税・都市計画税が減免になる場合があります。

減免の手続きに申請は不要で、市が火災の程度により判定しますが、火災の程度によっては減免対象外となることがあります。ご不明な点がございましたら、**「資産税課　家屋グループ：0538-37-4809」**までお問い合わせください。

○　法務局での滅失登記の手続

登記された建物が全焼し、取り壊した場合、滅失登記をする必要があります。

滅失登記は、法務局で手続きを行う必要がありますが、この際、消防本部が発行する「り災証明書」が必要となります。相談等は予約制になっていますので、詳しくは法務局までお問い合わせください。**「法務局：0538-32-2618」**

○　国民健康保険税

やむを得ない事情（災害、疾病もしくは負傷、失業、死亡又は障害者となったため）により納付が困難であるときは、減免を受けられる場合があります。減免の制度に関するご相談は、**「国保年金課　賦課グループ：0538-37-4863」**までお問い合わせください。

○　国民年金保険料

火災等の災害により、被保険者の所有する住宅、家財その他の財産につき、被害金額がその価格の概ね２分の１以上の損害を受けたときは、申請に基づき国民年金保険料が免除になる制度があります。

申請時に必要な書類等に関しては、**「日本年金機構　浜松東年金事務所　：053-421-0192」**または**「国保年金課　資格管理グループ：0538-37-4833」**までお問い合わせください。

○　自動車税・軽自動車税

車両が焼損し廃棄したときに廃車手続きをしないと、車両を所有していなくても課税されることがあります。以下のとおり、車種ごとに取扱窓口が異なりますので、ご確認のうえ廃車手続きをお願いします。

車種	取扱窓口
・原動機付自転車	市役所　市民税課　☎0538-37-3767
・軽自動車（三輪・四輪）	軽自動車検査協会　静岡事務所浜松支所 浜松市中央区貴平町 563 番地　☎050-3816-1777
・軽二輪（125 cc超～250 cc以下）	静岡運輸支局　浜松自動車検査登録事務所 浜松市中央区流通元町 11 番 1 号 ☎050-5540-2052
・250 cc超の二輪車 ・普通自動車	

※自動車税は県、軽自動車税は市の取り扱いとなります。

6　災害救援品の配布について

日赤磐田市地区では火災に遭われた皆さまに以下の物資をお渡ししています。
（交付基準は以下の表のとおりです。）

品名	全焼	半焼	避難を要する世帯
毛布	○	○ 寝具等 使用不可の場合	○
緊急セット	○	○	○
タオルセット	○	○	○
圧縮下着セット	○	○	○

（詳細は下記のとおり）

※基準に当てはまらない場合でも、火災の状況によっては配布可能ですので、
一度、福祉政策課までご相談ください。**「福祉政策課：37-4814」**

日本赤十字社静岡県支部の災害救援品

◇毛布



パック加工された毛布です。

◇緊急セット



携帯用バックに入っているため、緊急時に持ち運べるようになっています。日常生活及び避難所生活に必要な品物が入っています。
タオル（4枚）、ウェットティッシュ、ポケットティッシュ（4個）、軍手（4双）、ゴム手袋、ビニール袋（6袋）、メモ用紙、鉛筆、コップ（4個）、物干しロープ、スプーンフォークセット（各4本）、包帯、洗濯バサミ（10個）、救急絆創膏（15枚）、ガーゼ（8枚）、マスク（4枚）
歯ブラシ（4本）、毛抜、風呂敷、懐中電灯、携帯ラジオ、天チャックポーチ、ブックレット、乾電池

◇圧縮下着セット



綿100%のTシャツ2枚、ブリーフ2枚を圧縮し、セットにしたもので、男性用、女性用の2種類あります。手でほぐすと使用できます。

◇圧縮タオルセット



綿100%のバスタオル1枚、タオル2枚、ハンドタオル2枚を圧縮したセットです。

７　災害見舞金(弔慰金)の交付について

火災により被害を受けられた方へ、磐田市災害見舞金支給要綱および日赤磐田市地区災害見舞金支給要綱に基づき、災害見舞金を支給いたします。

≪磐田市災害見舞金≫

死亡した場合※１：1人につき 100,000 円
住宅※２が全焼した場合：50,000 円
住宅※２が半焼した場合：30,000 円

※１遺族の範囲、順位及び同順位の遺族が２名以上ある場合の取り扱いは、磐田市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき支給します。
※２火災発生時に居住していた建物に限ります。小屋・納屋等は対象外です。

≪日赤磐田市地区災害見舞金≫

死亡した場合：1人につき 30,000 円以内
住宅が全焼した場合：1世帯につき 10,000 円
住宅が半焼した場合：5,000 円

また日本赤十字社静岡県支部より、災害救援品等の交付基準に基づき以下の場合は弔慰金が交付されます。

・弔慰金　　死亡者または行方不明者１人につき 10,000 円

[担当窓口]磐田市健康福祉部福祉政策課福祉総務グループ
TEL：0538-37-4814
Mail：shakaihukushi@city.iwata.lg.jp

（注）各機関によって手続きの仕方が多少違うこともありますので、事前に各窓口等で確認してください。　（基準日　令和８年 10 月現在）